

審議事項（１）資料

鳥獣保護区特別保護地区の
再指定について（甲斐駒・三ツ峠）

自然共生推進課

山梨県環境保全審議会鳥獣部会の審議結果

1 山梨県環境保全審議会鳥獣部会の実施日時等

日時：令和8年7月10日（金） 午前10時

場所：県庁防災新館404会議室

2 審議事項

特別保護地区の再指定について（甲斐駒・三ツ峠）

3 審議結果

事務局案のとおり、再指定を行うことを了承。ただし、特別保護区の指定目的については、環境省の近年の調査等を反映した内容に更新を行うこと。

特別保護地区の再指定（甲斐駒・三ツ峠特別保護地区）の概要

1 目的及び背景

令和４年に策定した第13次鳥獣保護管理事業計画において定めた特別保護地区の指定方針により、令和８年度中に指定期間満了となる地区の再指定を行う。

第13次鳥獣保護管理事業計画（令和４～８年度）における特別保護地区の指定方針

① 指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について、指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

県が指定する鳥獣保護区及び、鳥獣保護区の区域内の特別保護地区について、指定期間を10年としている。鳥獣保護管理法において鳥獣保護区においては指定期間の更新が可能であるが、特別保護地区については期間の更新規定がなく、期間満了の都度知事が再指定を行う必要がある。

区分	制度の概要	規制の概要	指定期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)
特別保護指定区域 (令第2条) (山梨県には該当区域なし)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

2 再指定する特別保護地区

- ①甲斐駒特別保護地区（甲斐駒鳥獣保護区内）
- ②三ツ峠特別保護地区（三ツ峠鳥獣保護区内）

3 再指定後の指定期間

令和８年１１月１日～令和１８年１０月３１日（10年間）

4 指定の区域及び面積

- ①南アルプス甲斐駒ヶ岳一帯 421.1ha
- ②都留市高畑三ツ峠山一帯 70.0ha

5 指定区分及び指定目的

①甲斐駒特別保護地区

指定区分

大規模生息地の保護区（多様な鳥獣が生息し、当該鳥獣保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定）

指定目的

当該地域は、甲斐駒ヶ岳（二千九百六十五・六メートル）及び網笠山（二千六百七メートル）を中心とした高山帯及び亜高山帯の地域であり、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域並びに県立南アルプス巨摩自然公園特別地域を含む地域である。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳頂上付近ではアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ等がみられる。さらにその周囲には、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、コメツガ等が分布しており、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル、テン、イタチ等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、シントウトガリネズミ、アズミトガリネズミ、ヤマネ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なクマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種等が生息している。

以上の地域を特別保護地区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

②三ツ峠特別保護地区

指定区分

森林鳥獣生息地の保護区（多様な鳥獣の生息地域、鳥獣の生息密度が高い地域、植生や地形が鳥獣の生息に適している地域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。）

指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、山頂部及びその周辺にミズナラを主体とする落葉広葉樹林が広がり、その周囲にはウラジロモミ－コメツガ群落を主体とする亜高山性針葉樹林が発達している。また、部分的にブナ林、ヤマボウシを含む広葉樹林及びカラマツ植林がみられるほか、希少なラン科植物の生育が確認されている。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

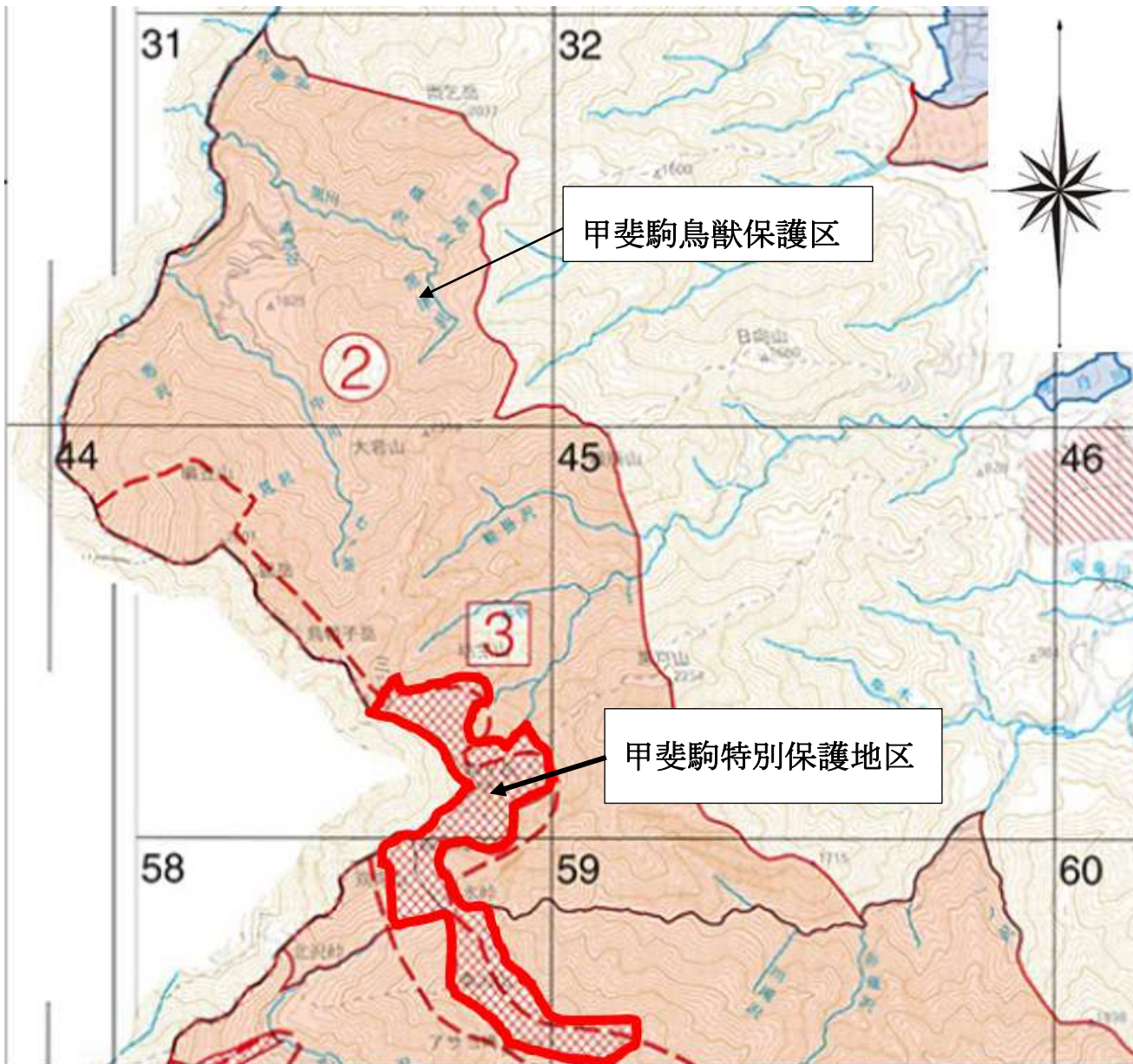
以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

6 区域図

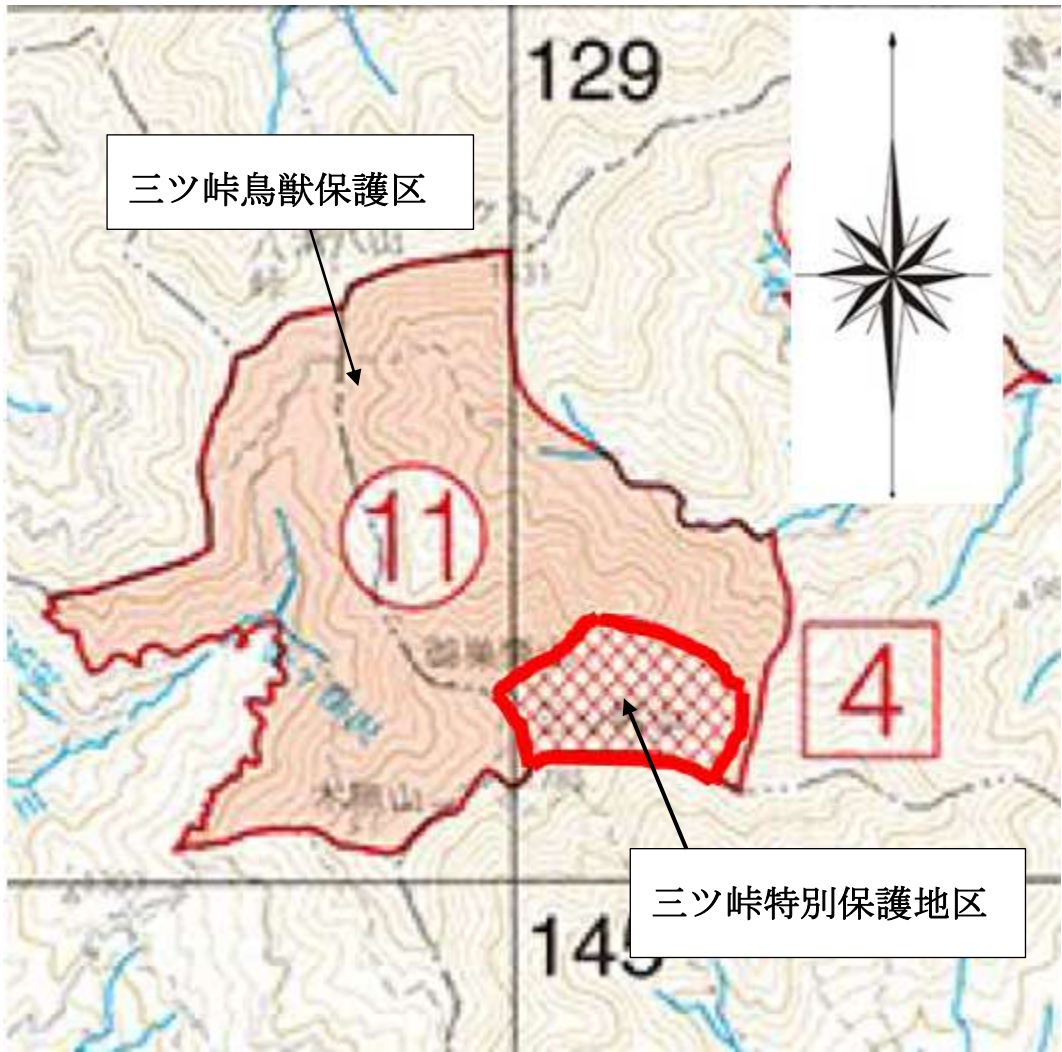
別紙参照

(別紙) 鳥獣保護区特別保護地区位置図

甲斐駒特別保護地区



三ツ峠特別保護地区



凡 例	
①	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
1	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area
	自 然 公 園 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area according to Natural Park Law

特別保護地区について

特別保護地区について

1 鳥獣保護区制度

(1) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の２種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 § 28）。

(2) 特別保護地区

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（法 § 29）。

※鳥獣保護区については期間の更新が可能であるが、特別保護地区については期間の更新規定がなく、期限到来の都道府県知事が再指定するため、環境保全審議会での審議が必要となる。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない (許可がある鳥獣の捕獲は可能)	20年以内 (本県は10年) 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)
特別保護指定区域 (令第2条) (山梨県には該当区域なし)	特別保護地区の区域内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

2 鳥獣保護区等の指定状況

(1) 鳥獣保護区

38箇所 74,794.1ha

(2) 特別保護地区

10箇所 6,310.1ha

3 特別保護地区の指定（「第13次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：令和4～8年度）」）

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について、指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

② 指定区分ごとの方針

- ア 森林鳥獣生息地の保護区
多様な鳥獣の生息地域、鳥獣の生息密度が高い地域、植生や地形が鳥獣の生息に適している地域のうち、必要と認められる区域について指定するものとする。
- イ 大規模生息地の保護区
多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。
- ウ 集団渡来地の保護区
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。
その他、山梨県内での指定はないが、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区の指定区分がある。

(2) 特別保護地区の指定計画（令和8年度に指定期間が満了するもの）

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積 (ha)	指定期間
R8	大規模生息地	甲斐駒	甲斐駒	421.1	R8.11.1～ R18.10.31
	森林鳥獣生息地	三ツ峠	三ツ峠	70.0	R8.11.1～ R18.10.31
			2箇所	491.1	

【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。

第 13 次鳥獣保護管理事業計画においては、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされており、令和 8 年度において指定期間が終了する鳥獣保護区の変更計画は、下表のとおり。

〔既指定鳥獣保護区の変更計画〕

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積 (ha)	変更後の 指定期間
R8	大規模 生息地	甲斐駒	期間 更新	4,105.0	R8.11.1 ～ R18.10.31
	森林鳥獣 生息地	三ツ峠	期間 更新	715.0	R8.11.1～ R18.10.31
	身近な鳥獣 生息地	愛宕山	期間 更新	287.0	R8.11.1～ R18.10.31
	森林鳥獣 生息地	滝子山	期間 更新	17.8	R8.11.1～ R18.10.31
4箇所				5,124.8	

※第 13 次鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護区の存続期間の更新）については令和 4 年 3 月に開催された第 61 回山梨県環境保全審議会において審議し、了承いただいています。

特別保護地区

令和7年11月1日現在

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分	備考
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	R16.10.31	大規模	
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	R16.10.31	森林	
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳一帯	421.1	R8.10.31	大規模	
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠山一帯	70.0	R8.10.31	森林	
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	R10.10.31	森林	
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	R17.10.31	大規模	
7	鶏冠山特別保護地区	山梨市三富鶏冠山一帯	367.6	R17.10.31	大規模	
8	山中湖特別保護地区	山中湖一帯	657.0	R9.10.31	集団渡来	H29面積修正 予定 678→ 657
9	本栖特別保護地区	身延町、富士河口湖町	470.0	R10.10.31	集団渡来	
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	R10.10.31	森林	
		合計	6,310.1	ha	10件	
		令和8年度更新予定面積	491.1	ha	0件	

鳥獣保護区

令和7年11月1日現在

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分	備考
1	ハヶ岳鳥獣保護区	ハヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	R10.10.31	森林	
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	R8.10.31	大規模	
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)	20,295.0	R16.10.31	大規模	
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	R10.10.31	森林	
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町及び下積翠寺町一帯	929.4	R15.10.31	身近	
6	富士塚万力鳥獣保護区	山梨市万力公園及び万力一帯	200.0	R9.10.31	身近	
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	R9.10.31	身近	
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	R16.10.31	森林	
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、丹波山村)	13,385.0	R17.10.31	大規模	
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	R16.10.31	森林	
11	三ツ峠鳥獣保護区	三ツ峠一帯(都留市、富士河口湖町)	715.0	R8.10.31	森林	
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	R16.10.31	身近	
13	富士山北鳥獣保護区	富士山北麓一帯	15,401.0	R10.10.31	大規模	
14	身延山鳥獣保護区	身延山久遠寺一帯(身延町)	886.0	R10.10.31	森林	
15	愛宕山鳥獣保護区	愛宕山一帯(甲府市)	287.0	R8.10.31	身近	
16	四尾連湖鳥獣保護区	四尾連湖一帯(市川三郷町)	40.5	R17.10.31	身近	
17	県民の森鳥獣保護区	櫛形山一帯(南アルプス市)	995.0	R10.10.31	森林	
18	雨畑湖鳥獣保護区	雨畑湖一帯(早川町)	84.0	R12.10.31	集団渡来	
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	R16.10.31	身近	
20	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	R10.10.31	身近	
21	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	R10.10.31	森林	
22	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	R15.10.31	身近	
23	旭日丘鳥獣保護区	山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	R14.10.31	森林	
24	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	R15.10.31	身近	
25	県立ハヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	R15.10.31	身近	
26	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市、富士川町、市川三郷町	237.0	R10.10.31	集団渡来	
27	社会福祉村鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市	191.6	R15.10.31	身近	
28	大野鳥獣保護区	上野原市	85.5	R9.10.31	集団渡来	
29	山中湖鳥獣保護区	山中湖村	1,360.0	R9.10.31	集団渡来	
30	本栖鳥獣保護区	身延町及び富士河口湖町	560.0	R10.10.31	集団渡来	
31	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	R14.10.31	身近	
32	黒桂河内鳥獣保護区	早川町	60.0	R15.10.31	身近	
33	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	R17.10.31	身近	
34	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	R14.10.31	森林	
35	御正体山鳥獣保護区	都留市、道志村	96.7	R14.10.31	森林	
36	篠井山鳥獣保護区	南部町	77.0	R15.10.31	森林	
37	笹ヶ岳鳥獣保護区	早川町	615.1	R16.10.31	森林	
38	滝子山鳥獣保護区	大月市笹子町白子	17.8	R8.10.31	森林	
		合計	74,794.1	ha	38件	
		令和8年度更新予定面積	5,124.8	ha	0件	

甲斐駒特別保護地区の再指定について

甲斐駒特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

甲斐駒特別保護地区

2 特別保護地区の区域

北杜市白州町横手及び武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2イ小班、第四百三十九林班へ小班及び第四百四十林班イ小班からホ小班まで並びに南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ小班からへ小班までの区域

3 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

（1）特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該地域は、甲斐駒ヶ岳（二千九百六十五・六メートル）及び網笠山（二千六百七メートル）を中心とした高山帯及び亜高山帯の地域であり、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域並びに県立南アルプス巨摩自然公園特別地域を含む地域である。

当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳頂上付近ではアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ等がみられる。さらにその周囲には、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、コメツガ等が分布しており、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

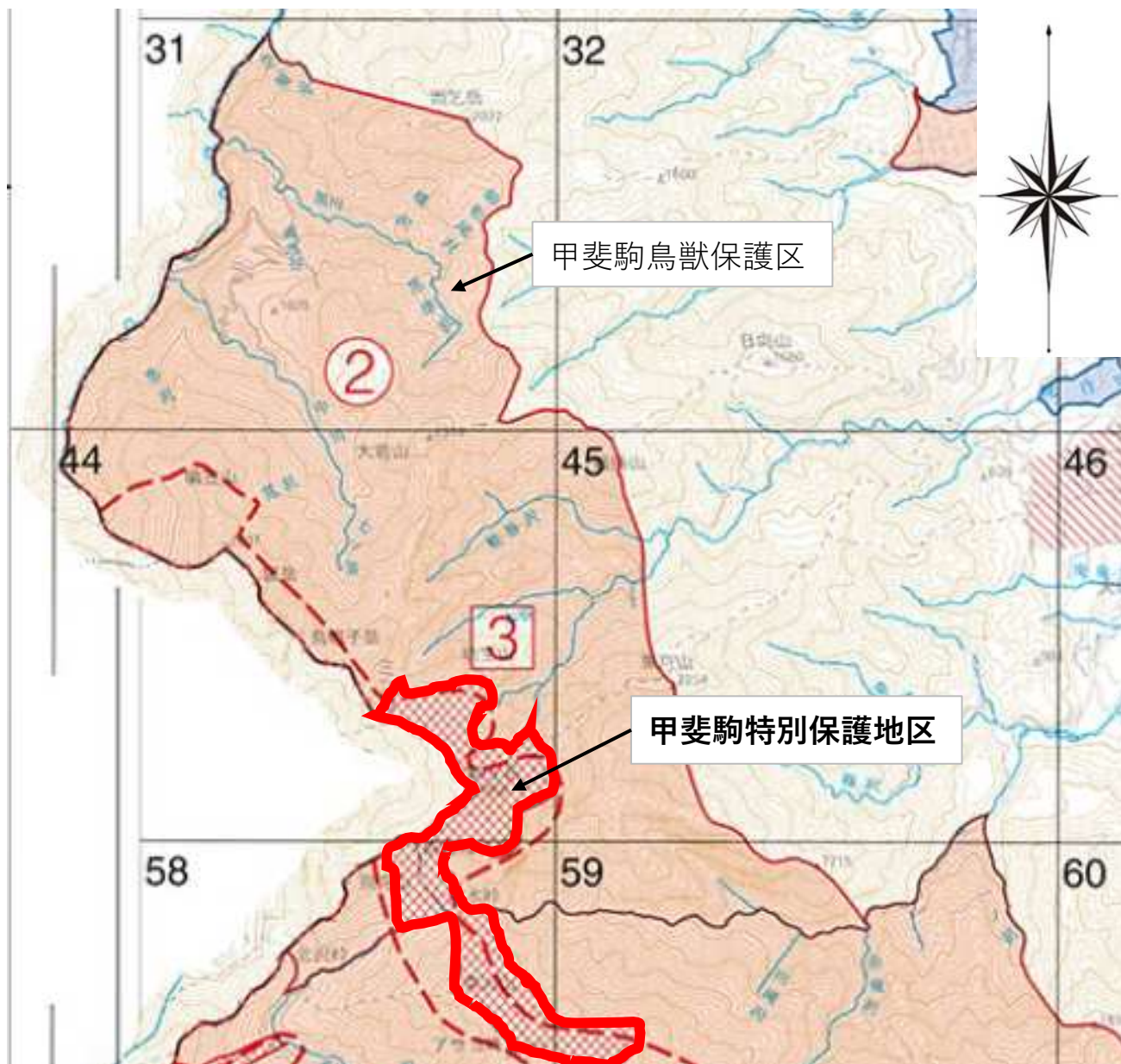
また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル、テン、イタチ等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、シントウトガリネズミ、アズミトガリネズミ、ヤマネ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なクマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種等が生息している。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

（3）保護管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・ 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

位置図



凡 例	
①	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
③	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area
	自 然 公 園 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area according to Natural Park Law

三ツ峠特別保護地区の再指定について

三ツ峠特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の保護に関する指針

（1）特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

（2）特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、山頂部及びその周辺にミズナラを主体とする落葉広葉樹林が広がり、その周囲にはウラジロモミ・コメツガ群落を主体とする亜高山性針葉樹林が発達している。また、部分的にブナ林、ヤマボウシを含む広葉樹林及びカラマツ植林がみられるほか、希少なラン科植物の生育が確認されている。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

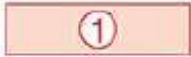
以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

（3）保護管理方針

- ・ 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- ・ 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

位置図



凡 例	
	鳥 獣 保 護 区 Wildlife Protection Area
	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area
	自 然 公 園 特 別 保 護 地 区 Special Protection Area according to Natural Park Law